

平成18年10月1日から

療養病床に入院する高齢者の入院時の食費の負担額が変わり、新たに居住費(光熱水費)の負担が追加されます

◎ 平成18年10月1日から、健康保険法等の規定に基づいて、療養病床に入院する70歳以上の方(65歳以上の老人医療受給対象者を含む。)の食費の負担額が変わるとともに、新たに居住費(光熱水費)の負担が追加されます。

ただし、難病等の入院医療の必要性の高い方の負担額は、変更前の額に据え置かれます。(居住費の負担はありません。)

区 分		変更前 (食費のみ)	変更後
① 一般 の方	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する 保険医療機関に入院している方	1食につき 260円	(食 費)1食につき460円 (居住費)1日につき320円
	入院時生活療養(Ⅱ)を算定する 保険医療機関に入院している方		(食 費)1食につき420円 (居住費)1日につき320円
②	市町村民税非課税の世帯に属 する方等(③、④以外の方)	1食につき 210円 <small>〔過去1年間の入院 日数が90日超の 場合 160円〕</small>	(食 費)1食につき210円 (居住費)1日につき320円
③	②のうち、所得が一定の基準に 満たない方等(④以外の方)	1食につき 100円	(食 費)1食につき130円 (居住費)1日につき320円
④	②のうち、老齢福祉年金を受給 している方		(食 費)1食につき100円 (居住費)1日につき 0円

- ・上記の②から④までに該当する方は、加入している医療保険の保険者(老人保健は居住地の市町村)の発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口提出することにより、減額が受けられます。
- ・患者の方が支払う負担額は、医療保険の保険者(老人保健は居住地の市町村)から医療機関に支払われる食費に係る費用などから差し引かれるため、今回の見直しによって医療機関の収入が変わるものではありません。
- ・詳しくは、加入している医療保険の保険者(老人保健は居住地の市町村)までお問い合わせください。

平成18年9月

厚生労働省・日本医師会